

高知県災害医療救護体制強化事業費補助金

(1) 医療機関等災害対策強化支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額 (千円)	6 補助率	具体例
市町村、医療救護施設等(※1)、医療救護施設等以外の病院・診療所(産科、透析医療機関に限る)、協定締結団体(※2)	(3(1)①②の場合) 医療救護施設等、医療救護施設等以外の病院・診療所(産科、透析医療機関に限る)、協定締結団体 (3(1)③の場合) 救急医療機関(二次又は三次に限る)である災害拠点病院又は救護病院	(1)災害対応力強化支援 ①ライフラインの確保に要する経費 (災害時に電気、水、ガス、通信手段を確保するもの) ②医療救護活動に必要な施設、設備、備品を整備する経費 ③患者搬送のための病院救急車の整備 ※登録に係る諸経費、公課費は除く。 緊急自動車の指定を受けること。	・実施主体において防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。 ・対象施設が準医療救護所又は、一般診療所の場合は地域防災計画や地域ごとの医療救護計画に役割等が具体的に位置付けられていること。	施設 (BCP策定済みの場合は、20,000)	2分の1	②医療救護活動を行うスペースを確保するための施設整備(新築、改築、改修)、医療救護所等の耐震化や高台移転、備蓄倉庫の整備、医師や看護師が近隣に居住するための住宅の整備、地震時管制運転装置付のエレベーター 等
				設備 (BCP策定済みの場合は、10,000)		①自家発電設備や燃料タンクの整備(高所等への移設含む)、太陽光発電設備や蓄電池の整備、受水槽や浄水設備、井戸の整備、通信機器のアンテナ整備、設備の耐震化、高知県防災関連認定製品(設備) 等 ②防水(止水)板、エレベーターの地震時管制運転装置や自動復旧装置の整備 等
				備品 ①②1,000 (BCP策定済みの場合は、2,000) ③8,000		①ポータブル発電機、浄水装置、衛星携帯電話、その他通信機器(通常の電話やタブレット等は除く) 等 ②AED、ポータブルエコーや輸液ポンプなどの医療機器、レスキューポート、折りたたみベッド、エアストレッチャー、高知県防災関連認定製品(備品) 等 ③2B型救急車
市町村	診療所(医療救護施設等を除く) ※地域ごとの医療救護の行動計画等において、災害時の役割等が明確にされている診療所に限る。	(2)一般診療所の災害対策強化支援 ①医療救護施設等に指定されていない診療所のライフラインの確保又は医療救護活動を行うために必要な施設、設備、備品の整備に要する経費に対する補助金 ②医療救護施設等に指定されていない公立の診療所のライフラインの確保又は医療救護活動を行うために必要な施設、設備、備品の整備に要する経費		施設 (BCP策定済みの場合は、20,000)	2分の1	医療救護活動を行うスペースを確保するための施設整備(新築、改築、改修)、耐震化や高台移転、備蓄倉庫の整備、医師や看護師が近隣に居住するための住宅の整備、地震時管制運転装置付のエレベーター 等
				設備 (BCP策定済みの場合は、10,000)		自家発電設備や燃料タンクの整備(高所等への移設含む)、太陽光発電設備や蓄電池の整備、受水槽や浄水設備、井戸の整備、通信機器のアンテナ整備、設備の耐震化、高知県防災関連認定製品(設備)、防水(止水)板、エレベーターの地震時管制運転装置や自動復旧装置の整備等
				備品 (BCP策定済みの場合は、2,000)		ポータブル発電機、浄水装置、衛星携帯電話、その他通信機器(通常の電話やタブレット等は除く)、AED、ポータブルエコーや輸液ポンプなどの医療機器、レスキューポート、折りたたみベッド、エアストレッチャー、高知県防災関連認定製品(備品) 等

- ・施設とは、建物の新築、改築、改修、増築をい、当該工事に付随する電気、上下水道、空調、通信設備等の設備整備を含む。
- ・設備とは、建物等に固定して使用するもの(電気、上下水道、空調、通信、防火設備などで、設置工事を伴うもの。)をいう。
- ・備品とは、設備に該当しないもので、それ自体を消費して使用するものでないもの。
- ・施設や設備、備品は、修繕及び機能の大幅な向上を伴わない更新は補助対象外。また、土地の取得費、造成費は補助対象外。
- ・備蓄倉庫については、災害時に使用する物資を保管するものであり、設置場所と面積が適正であること。
- ・同一施設において施設整備事業と設備整備事業を同時に利用できない。(複数年度にまたがる場合も同じ)

(2) 医療救護活動強化支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額 (千円)	6 補助率	具体例
市町村、医療救護施設等、医療救護施設等以外の病院・診療所(産科、透析医療機関に限る)、協定締結団体	-	(1)研修実施支援 災害医療や救急医療に関する研修会、医療機関の災害対策に関する研修会等の実施に要する経費(報償費、旅費、委託費、使用料、役務費、需用費)	・実施主体において防災計画や災害対応マニュアル等が策定されていること。	1,000	2分の1	災害医療や救急医療に関する研修会の企画・運営 医療救護活動に従事する人材の養成や技能向上のための研修会(JATECや地域災害支援ナース技能向上研修、JMAT研修など)の企画・運営 医療救護施設等の医療救護活動に関する研修会の企画・運営 自院のBCP等を点検し、災害対策の取組を強化するための研修会の企画・運営 など
		(2)訓練実施支援 医療救護所の開設・運営訓練やBCPに基づく院内の防災訓練の企画・運営等に要する経費(報償費、旅費、委託費、使用料、役務費、需用費) (複数機関で実施する(共催)場合 補助基準額：一事業につき1,500千円)		1,000 (1,500)		地域ごとの医療救護の防災計画に基づく訓練の企画・運営 医療救護所の開設・運営訓練の企画・運営 自主防災組織による負傷者の搬送訓練の企画・運営 地域住民による応急処置訓練の企画・運営 医療救護施設における多数傷病者の受入れやトリアージ、傷病者の搬送訓練の企画・運営 BCPに基づく院内の防災訓練(地震や津波、水害を想定したもの等)の企画・運営 院内災害対策本部運営訓練の企画・運営 など

- ・食糧費及び賄材料費は補助対象外。

(3) DMAT資機材整備事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額 (千円)	6 補助率	具体例
DMAT指定医療機関(※3)	DMAT指定医療機関	①日本DMAT(※4)の整備に必要な資機材(※5)の購入 (各医療機関2チーム目まで) ②日本DMATが出勤する際に使用する緊急自動車の購入(1機関1台まで)に必要な経費 (赤色灯の設備及び車体へのDMAT車両である旨の表示に係る経費を含む。)	—	①6,227 (※1チーム当たり) ②4,000	2分の1	①日本DMAT標準資機材の整備 ②DMATカーの整備

・DMATカーの登録に係る諸経費、公課費は補助対象外。

(4) BCP策定等支援事業

1 補助事業者	2 対象施設	3 補助対象経費	4 補助要件	5 基準額 (千円)	6 補助率	具体例
病院、診療所(産科、透析医療機関に限る)	—	BCPの策定に要する経費(委託料)	・策定したBCPについては、県のホームページにおいて公開すること。 (個人情報や事業運営に支障がある情報を除く)	3,000	2分の1	BCPの策定に係る業務のコンサルタントへの委託

※1 医療救護施設等とは、災害拠点病院、救護病院、医療救護所、準医療救護所をいう。

※2 協定締結団体とは、県医師会(郡市医師会を含む)、県歯科医師会(地区歯科医師会を含む)、県看護協会、高知県医薬品卸業協会、社団法人高知県薬剤師会、高知県医療機器販売業協会、社団法人高知県柔道整復師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門高知県支部、高知県衛生材料協会、高知県総合保健協会をいう。

※3 高知DMAT運用計画第3条に基づき、DMAT指定医療機関として知事が指定した医療機関

※4 厚生労働省が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を受けた災害派遣医療チーム

※5 厚生労働省が示す「DMAT標準医療資機材」を参考にすること。

(交付額の選定方法)

- (1) 上記表の第5欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
なお、BCP策定済みの基準額は、対象施設(医療機関に限る。)がBCPを策定済みであり、かつ、別記第1号様式の別紙2のBCPチェックリストを満たす場合に適用するものとする。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。